

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県知事

## 公表日

令和4年10月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする者(小児慢性特定疾病患者)が提出した申請書の内容を基に審査を行い、所得に応じた自己負担上限額や受給者が加入する医療保険および高額療養費適用区分を記載した特定医療費(指定難病)受給者証を交付する。受給者証の交付にあたっては、番号法第19条第7号(別表第二)に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有期間が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報等)を入手する。
③システムの名称	小児慢性特定疾病管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、第30条第2号、第44条第1号二  (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 9の項 番号法別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部感染症等対策室疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健医療部感染症等対策室疾病対策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健医療部感染症等対策室疾病対策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	参事兼疾病対策課長 味木 和喜子	参事兼疾病対策課長 山下 輝夫	事後	人事異動
平成29年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	マイナンバーの活用方法としては、宛名管理システムを目視で確認し、小児慢性特定疾患管理システムへ入力する形を想定している。		事後	時点修正(削除)
平成30年7月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第2号	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条各号	事後	時点修正
平成30年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7項 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、第44条第1号二 ※番号法第19条第7項 別表第二 56の2の項に規定する主務省令は未制定	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、第30条第2号、第44条第1号二	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7項 別表第二 9の項 番号法別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号 ※番号法第19条第7号 別表第二の9の項のうち、児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報又は地方税関係情報に係る主務省令は未制定	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 9の項 番号法別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号	事後	時点修正
平成30年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	参事兼疾病対策課長 山下 輝夫	参事兼疾病対策課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年7月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康局疾病対策課	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課	事後	組織改編
令和2年7月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	参事兼疾病対策課長	疾病対策課長	事後	組織改編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月29日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関		なし	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部健康局疾病対策課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3245 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課 神戸 市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	組織改編 記載内容の変更
令和2年7月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部健康局疾病対策課 神戸市中央 区下山手通5-10-1 078-362-3245	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課 神 戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245	事後	組織改編
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年5月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課	保健医療部感染症等対策室疾病対策課	事後	組織改編
令和4年5月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	健康福祉部健康局疾病対策課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3245 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	保健医療部感染症等対策室疾病対策課 神戸 市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸 市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	組織改編
令和4年5月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課 神 戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245	保健医療部感染症等対策室疾病対策課 神 戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245	事後	組織改編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年5月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正